

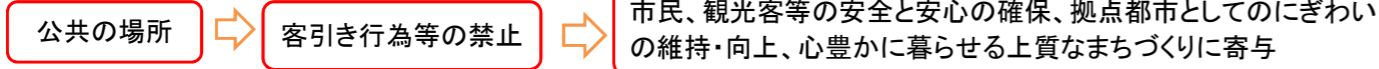
# 熊本市客引き行為等の禁止に関する条例(概要版)

## 【条例制定の背景(客引き行為等の現状)】

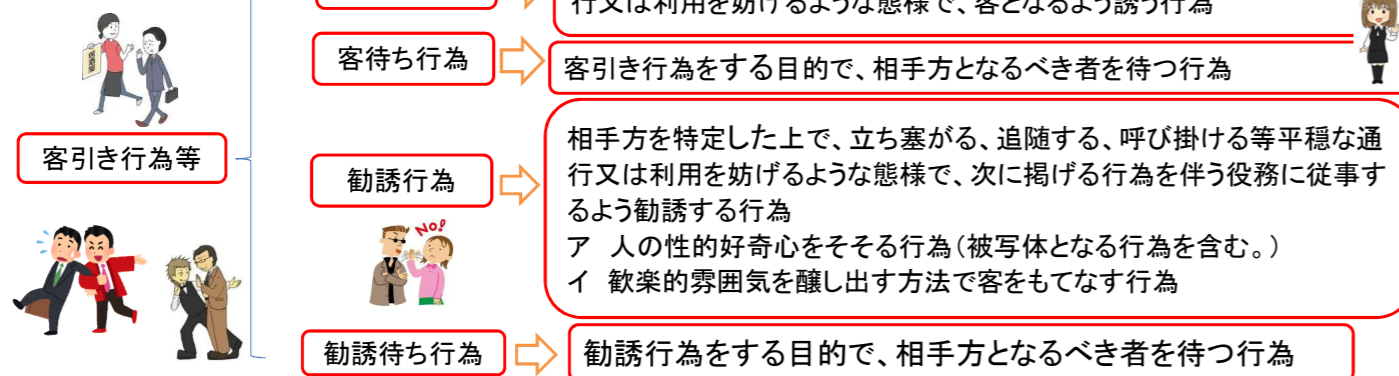
- 客引き等の苦情(110番通報)件数 平成28年:149件、平成29年:537件、平成30年:1,186件
- 客引き等の検挙者数 平成28年: 7人、平成29年: 16人、平成30年: 29人
- 市民アンケート調査結果「客引き・客待ちは治安に影響がある」と考える市民

## 第1章 総則

### 第1条 目的



### 第2条 定義



### 第3条 市の責務

市は、関係行政機関及び地域団体と連携し、意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進

### 第4条 市民等及び事業者の責務

- 市民等及び事業者は、本市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努める。
- 事業者は、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導、監督等を行うよう努める。



### 第5条 禁止地区における地域団体の責務等

- 禁止地区を活動の範囲に含む地域団体は、巡回、啓発その他の自主的な取組を推進するよう努める。
- 市長は、自主的な取組を推進すると認める団体を指定し、必要な支援を行う。

## 第2章 客引き行為等の禁止

### 第6条 「客引き行為等禁止地区」の指定

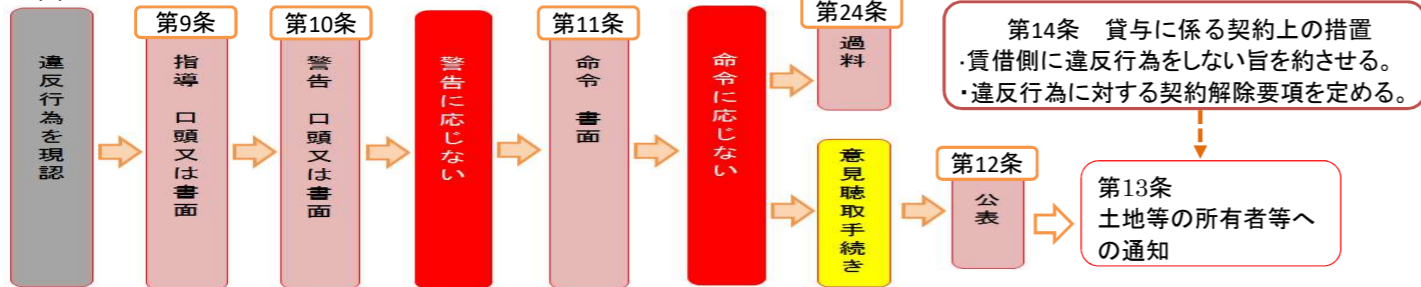
### 第7条 禁止地区内における客引き行為等の禁止

何人も、禁止地区内において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

### 第8条 客引き行為等を用いた営業の禁止

事業者は、前条の規定に違反する客引き行為等をした者又は当該客引き行為等に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者に、次に掲げる行為をさせてはならない。

- 客として当該事業者の店舗内に立ち入らせる行為
- 当該事業者が営む店舗、事務所その他の施設(以下「店舗等」という。)で勧誘行為の対象となる役務に従事させる行為



### 第15条 警察署長等への協力要請

- 本市の区域を管轄する警察署の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。
- 関係行政機関又は関係団体に対し、必要な協力を求めることができる。

## 第3章 客引き行為等対策審議会

### 第16条 審議会の設置

- 審議事項 ・ 禁止地区の指定に関する事項  
・ 客引き行為等の禁止に関し市長が必要と認める事項

### 第17条 審議会の組織

- 10人以内の委員
- 学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱

### 第18条 委員の任期

2年=再任を妨げない



## 第4章 補則

### 第19条 違反行為者への質問等

- 当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問し、又は資料の提示を要求することができる。
- 違反行為をした者を特定するため、ビデオカメラその他の機器を用いて撮影することができる。
- 職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### 第20条 報告の徴収

違反行為をした者に対し、必要な報告を求めることができる。

### 第21条 立入調査等

- 違反行為をした者の店舗等に立ち入り、当該違反行為の事実及び当該違反行為をした者の特定のために必要な調査を行わせ、又は関係者に質問をさせることができる。
- 職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。



### 第22条 適用上の注意

この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

### 第23条 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

### 第24条 5万円以下の過料に処する。

- 命令に違反した者
- 報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

### 第25条 両罰規定

法人の代表者又は使用人や従業員等が業務に関して命令違反、報告不履行等及び立入調査拒否等を行ったことにより過料に処されたときは、当該違反行為者等とともに、その法人又は人に対しても5万円以下の過料を科す。

## 【条例制定に伴う周知等取組】

### 1 取組

- 条例に基づき、禁止地区を指定するための審議会を開催。
- 客引き行為等の規制に関する周知を行うことで、客引き行為等の早期撲滅を目指す。
- 規制開始後、巡回指導員を新たに配置等し、違反行為者に対して指導等を実施。

### 2 規制開始までの状況

- 1月 客引き行為等対策審議会を開催し、その答申に基づき禁止地区を指定
- 2月~ 禁止地区等を周知。  
・ 市政だより等を活用して広く市民に周知。  
・ 中心商店街を中心にチラシ配布、ポスター掲示するとともに、看板やビジョン等を活用して周知。  
・ 禁止地区を周知するためのキャンペーンを県警や地域団体とともに実施。
- 4月~ 規制開始